

配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者等の生活を支援するためのもので、身体、精神、経済面等により買い物や調理ができない状況等から、虚弱及び虚弱になる恐れのある方で、日常の食生活に困難を抱えていると判断される高齢者及び障がい者へ配食サービス事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、高齢者等の居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を週に1回から3回提供するとともに、該当高齢者等の安否を確認し、かつ健康状態に異常があったときは、関係機関へ連絡等を行うものとする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、西原村社会福祉協議会（以下「法人」という。）とする。ただし、適切な事業が確保できると認められるときは、民間事業者へ委託することができる。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) おおむね65歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者のみ世帯で、住民税非課税世帯である者
- (2) 障がい者及びこれに準ずる世帯で、住民税非課税世帯である者
- (3) その他法人が必要であると認める者

(利用申請)

第5条 利用対象者は、法人に配食サービス利用申請書（様式第1号）、基本チェックリスト（要介護を除く）、フェースシート（要介護の方のみ）を提出し、承認を受けなければならない。

2 要介護認定者の場合は、ケアマネジャーのアセスメントにて、必要性を調査し、フェースシートを提出する。それ以外の者については、基本チェックリス

トにてアセスメントを行い、該当する場合は、申請書と共に提出することとする。

(利用決定)

第6条 第5条の提出があった場合は、法人がその内容を精査し、専門職による協議のうえ利用の可否を決定し、配食サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、利用対象者に通知するものとする。

(実施日時等)

第7条 事業の実施日時及び配食提供の時間帯は、次のとおりとする

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 配食実施日 | 毎週 水・木・土 |
| (2) 提供時間 | 15時30分から17時30分まで |

(変更等)

第8条 配食サービスを変更または中止する者は、法人へ申し出ることにより配食サービスを変更及び中止することができる。但し、当日のキャンセルについては法人または委託事業者へ当日の12時までに連絡することとする。

(利用承認の取り消し)

第9条 配食サービスを利用している者で、モニタリング等により、自立と認められる場合や、食事の確保ができる場合、利用が不適切と認める事由があった場合は、法人が配食サービスの利用承認の取り消しができるものとする。

(利用者負担)

第10条 利用者は、配食サービスに係る食材料費として一食あたり、300円を支払うものとする。

(報告)

第11条 この配食サービスを実施した事業者は、月始めに先月分の事業実施報告書(様式第6号)を法人へ提出する。

(個人情報)

第12条 個人情報の取り扱いに関して適切に管理し、その利用目的の範囲のみ個人情報を利用する。

(事業実施上の留意事項)

第13条 利用対象者の健康状態を充分勘案するとともに、食品衛生管理に充分配慮する。

2 事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほかに、必要な事項が発生した場合については、その都度法人及び委託事業者にて協議を行い決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。